

(照会先)  
社会保険庁運営部医療保険課適用・徴収対策室  
室長補佐 杉山(内線 3602)  
適用対策専門官 松下(内線 3608)  
電話(代表) 03-5253-1111  
(直通) 03-3595-2756

平成17年5月30日  
社会保険庁

### 市場化テスト評価委員会における審査結果等について

平成17年4月27日に開催した市場化テスト評価委員会(別添1参照。以下「評価委員会」という。)における、厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業に係る市場化テスト(モデル事業)の一般競争入札(総合評価落札方式)の企画書の審査方法及び結果については、次のとおり。

#### 審査方法

総合評価基準(別添2参照)に基づき評価を行い、合議制により評価点数を決定した。

#### 決定経緯

- 入札参加者が提出した企画書を提出期限(4月21日)後速やかに評価委員会委員に配布し、評価委員会で議論が行われた。
- 評価委員会においては、事務局で作成した総合評価基準に基づく評価案(以下「事務局案」という。)を参考資料(たたき台)として、各評価項目毎に議論が行われた。
- 委員から、「事務局案については、評価が下位の者を基準とした相対評価により加点が与えられているが、総合評価落札方式を採用している目的等を踏まえ、評価が上位の者を基準とした相対評価を行うべきではないか。」との意見が出され、事務局案が見直された。
- 見直された事務局案を全委員が承認し、評価点数が決定された。

#### 審査結果

〔東京地区入札参加者：8事業者〕

事業者名	評価点数	備考
東京社会保険労務士会	760点	落札者
A社	760点	
B社	600点	
C社	800点	

企画書が合格と評価され、かつ、入札価格が予定価格の制限の範囲内であった事業者のうち、評価点数が高かった上位4事業者。

〔福岡地区入札参加者：2事業者〕

事業者名	評価点数	備考
(株)アイ・シー・アール	780点	落札者

企画書が合格と評価され、かつ、入札価格が予定価格の制限の範囲内であった事業者。

## 参 考

### 開札結果について

評価委員会の翌日（4月28日）に入札書の開札が行われた結果、総合評価数値（評価点数を入札価格で除した数値）が最も高い事業者は、東京地区は東京都社会保険労務士会、福岡地区は(株)アイ・シー・アールであった。

### 落札者の決定について

福岡地区については、開札後直ちに(株)アイ・シー・アールを落札者として決定をした。

東京地区については、東京都社会保険労務士会の入札価格が1円であったことから、法令関係の確認等のため、一時、落札者の決定を保留したが、当該契約の予定価格が1千万円未満であることから、会計法令上、低入札価格調査制度（低入札価格調査基準額を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札者からの事情聴取等を行い、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて調査したうえで、落札者とするか否かを判断するもの）の適用を受けないこと、東京都社会保険労務士会から提出された企画書が総合評価に当たっての必須要件を満たしていること、当該事業の委託費は、事業所への加入勧奨に対応した「基本となる支給額」（入札額）に加え、被保険者が厚生年金等に加入したことに対する「適用促進費」（成功報酬部分）を支払うもので、東京都社会保険労務士会は、この「適用促進費」による収入を見込んでおり事業全体を1円で行うこととしているものではないことから、入札価格（基本的な支給額）が1円であることをもって、委託業務の適切な履行が困難であるとは断言できないとして、5月13日、東京都社会保険労務士会を落札者として決定した。

## 市場化テスト評価委員会の設置について

平成17年3月25日  
長官伺い定め

### 1 目的

社会保険庁に、市場化テスト評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、社会保険庁が実施する市場化テストに係る事業について、応札した民間事業者の企画についての質の評価を行う。

### 2 評価委員会の実施事務

評価委員会は、市場化テストの以下の対象事業について、応札した民間事業者の企画についての質の評価を行う。

- (1) 国民年金保険料の収納事業
- (2) 厚生年金保険・政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業
- (3) 年金電話相談センター事業

### 3 構成

評価委員会は、社会保険事業や市場化テストについて知見を有する学識経験者、行政関係者で構成する。なお、行政関係者のうち、1名についてはそれぞれの事業の担当課長を委員とする。

### 4 開催時期

評価委員会は、必要に応じて随時開催する。

### 5 庶務

評価委員会の庶務は社会保険庁総務部経理課が行う。

別 表

## 評価委員会委員名簿

委員	村 瀬 清 司	社会保険庁長官
同	本 田 桂 子	規制改革・民間開放推進会議委員
同	岩 淵 勝 好	川崎医療福祉大学大学院教授
同	堀 政 良	社会保険庁総務部参与
同	(行 政)	年金電話相談センター事業にあつては、 運営部企画課長 未適用事業所適用促進事業にあつては、 運営部医療保険課長 国民年金保険料の収納事業にあつては、 運営部年金保険課長

## 総 合 評 価 基 準

本総合評価基準は、「厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業委託業務」の仕様書に基づいて定めたものであり、評価に当たっては以下により行う。

別紙「総合評価基準表」に記載する必須評価項目について、最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とし、基礎点を付与する。

また、必須評価項目について、1項目でも最低限の要求要件を満たしていないものは「不合格」とする。

必須評価項目について、更に有効な提案が行われた場合、及び、必須評価項目以外の項目について、評価の観点から有効な提案が行われた場合は、加点基準に基づいて評価を行い「加点」する。

### 【加点基準】

企画書に記述があるもののうち、企画書で示された各評価項目の記述内容について、以下のような観点から総合的に評価を行い、評価結果が高位なものから順に、A、B、Cの3段階評価を行う。

本事業の目的・背景等が正しく理解され、企画提案内容に具体的に反映されている。

企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなどして説得力を有する。

各評価項目に対する評価観点の具体的項目を満たしている。

### 【評価ルール】

総合評価基準表で示す各評価項目をその重要度に応じ3つの評価区分（最重要、重要、普通）に区分し、企画提案内容の優劣について「加点基準」に基づき基本的には相対的評価を行うことにより付与する。

### 【採点方式】

得点配分は800点とする。

基礎点は400点とする。

加点の合計は400点とする。

各評価項目に関する「最重要」、「重要」、「普通」の区分に応じ、加点基準に基づいた3段階の評価（A、B、C）に応じ、以下のとおり加点する。

	最重要	重要	普通
A(相対的に優位)	60点	40点	20点
B(標準)	30点	20点	10点
C(相対的に劣位)	15点	10点	5点

項 目	評価区分		必須評価事項に係る最低限の要求要件 加 点 に 係 る 評 価 観 点
業務（施策の内容等）			
未適用事業所の把握業務			
実施する施策の内容	必 須		<ul style="list-style-type: none"> <li>未適用事業所の把握業務について、実行可能性があると評価できる施策が企画提案されていること。</li> </ul>
	加 点	最 重 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効かつ効果的、網羅的に未適用事業所の把握を行うための施策が具体的に示されていること。</li> <li>地域の実情、特性を的確に把握したうえで、適切かつ効果的な施策が実行可能であると評価できること。</li> <li>把握した事業所が適用事業所か未適用事業所であるかの確認方法が具体的に示されていること。</li> </ul>
スケジュール及び実施体制	必 須		<ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案された施策について、適切なスケジュールが示されていること。</li> <li>各々の施策を実施するために必要な時間数が設定されていること。</li> <li>企画提案された施策を実施するにあたって、適切な実施体制が示されていること。</li> </ul>
	加 点	重 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>各社会保険事務所の管轄区域ごとのスケジュールが具体的に示されていること。</li> <li>各々の施策を実施するために必要な人員を配置しており、職責（役割）人員数が具体的に示されていること。</li> </ul>
事業（達成）目標	必 須		<ul style="list-style-type: none"> <li>想定業務量に応じた、適切な事業（達成）目標が設定されていること。</li> </ul>
	加 点	重 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>未適用事業所の潜在率等を的確に予測したうえで、全体像を踏まえた事業（達成）目標が具体的に示されていること。</li> </ul>
加入促進業務			
実施する施策の内容	必 須		<ul style="list-style-type: none"> <li>加入促進業務について、実行可能性があると評価できる施策が企画提案されていること。</li> </ul>
	加 点	最 重 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効かつ効果的、網羅的に加入勧奨業務を行うための施策が具体的に示されていること。</li> <li>事業者が所有するノウハウ、スキル等を有効に活用した特徴的な施策が具体的に示されていること。</li> <li>事業主に対する説明内容及び使用するものが具体的に示されていること。</li> <li>事業主の制度への理解及び協力を得るために、適切かつ効果的であると評価できる措置が講じられていること。</li> <li>加入促進業務に係る施策ごとの加入勧奨実施予定日数が示されていること。</li> </ul>
スケジュール及び実施体制	必 須		<ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案された施策について、適切なスケジュールが示されていること。</li> <li>各々の施策を実施するために必要な時間数が設定されていること。</li> <li>企画提案された施策を実施するにあたって、適切な実施体制が示されていること。</li> </ul>
	加 点	重 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>各社会保険事務所の管轄区域ごとのスケジュールが具体的に示されていること。</li> <li>未適用事業所が多数あった場合に加入勧奨を行う優先順位に係る考え方が具体的に示されていること。</li> <li>各々の施策を実施するために必要な人員が配置されており、職責（役割）人員数が具体的に示されていること。</li> </ul>
事業（達成）目標	必 須		<ul style="list-style-type: none"> <li>想定業務量に応じた、適切な事業（達成）目標が設定されていること。</li> </ul>
	加 点	重 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>未適用事業所の発生理由等を的確に予測したうえで、事業所規模、業種等を踏まえた事業（達成）目標が具体的に示されていること。</li> </ul>

総合評価基準表（2 / 2）

項 目	評価区分		必須評価事項に係る最低限の要求要件 加 点 に 係 る 評 価 観 点
事業報告書の作成業務			
本事業の受託終了後、事業実施（実績）報告として、どのような事項、数値等を報告することが可能であるか。	必 須		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の趣旨を適切に把握したうえで、委託者に報告すべき事項、数値等が示されていること。</li> </ul>
	加 点	普 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的に事業実施結果（実績）が把握できる報告様式が具体的に示されていること。</li> </ul>
施策全体の構成			
アピールポイント			
本事業を受託するに当たったの基本的考え方はどのようなものか。	必 須		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の趣旨を適切に把握したうえで、基本的考え方が示されていること。</li> </ul>
コスト削減を図るため、どのような措置を講じるのか。	加 点	普 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コスト削減を図るために、適切かつ効果的であると評価できる措置が講じられていること。</li> </ul>
実施体制			
本事業全体を実施するため、事業者としてどのような組織体制を整備するのか。	必 須		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業全体を実施するにあたって、適切な実施体制が示されていること。</li> <li>・ 社会保険業務に関して深い知識、経験を有する担当者を置き、必要な際に直ちに支援できる体制が整備されていること、または、整備できることが示されていること。</li> </ul>
	加 点	普 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する指揮監督の体制（命令系統）等、研修体制・内容が具体的に示されていること。</li> <li>・ 過去に本事業における施策の全部または一部に有効である（ノウハウが活用できる）と考えられる業務に携わったことがあること。</li> </ul>
事業者として、どのように運営管理（個人情報の取扱い、秘密の保持等）、進行管理（苦情処理等）を図るのか。	必 須		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な運営管理、進行管理を図るための措置が示されていること。</li> </ul>
	加 点	最 重 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報管理・保護のため、及び、事業主等とのトラブル発生防止のための具体的な措置が示されていること。</li> <li>・ 万一、情報漏洩や事業主等とのトラブルが発生した場合の具体的な対応マニュアル等が示されていること。</li> </ul>
本事業の一部を他の事業者にも再委託する場合には、どのように業務を分担し、それに応じ、どのように運営管理を図るのか。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価（加点）の対象としません。</li> </ul>